

小竹町最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小竹町契約事務規則（平成15年小竹町規則第5号）第13条に規定する最低制限価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）の設定方法について、必要な事項を定めるものとする。

（最低制限価格制度の明示及び事前公表）

第2条 町長は、最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名競争入札通知書において、次のことを明示するとともに、当該最低制限価格については、それぞれ入札結果表において事前に公表するものとする。

(1) 最低制限価格制度の適用があること。

(2) 最低制限価格に満たない価格で入札した者は、無効となること。

(3) その他必要な事項

（最低制限価格の算定方法）

第3条 最低制限価格は、予定価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）に当該予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の合計額を当該予定価格で除して得た割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合にあっては100分の92、100分の75に満たない場合にあっては100分の75を当該予定価格に乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(1) 直接工事費の100分の97の額

(2) 共通仮設費の100分の90の額

(3) 現場管理費の100分の90の額

(4) 一般管理費等の100分の68の額

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項の割合を100分の75から100分の92の範囲内で定めることができる。

（入札報告書の記載事項）

第4条 予算執行者は、第2条第2号に該当する入札があるときは、入札結果報告書の該当者欄に「無効」と記載するものとする。

（準用）

第5条 第2条から第4条の規定は、最低制限価格制度を適用する随意契約について準用する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。